

# 一般事業主行動計画



職員全員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため次の行動計画を策定します。

## 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画】

### 1 計画期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

### 2 内容

○目標	男性職員の育児休業の取得率 15%以上
-----	---------------------

#### 《 対策 》

- ・令和3年度～ 各年度の取得状況の把握を行う。
- ・次年度 前年度の取得状況の公表、および実績を踏まえた取得促進を図る。

○目標	男性職員の育児休暇の取得率 30%以上
-----	---------------------

※育児休暇(男性職員)：1子(1歳未満)につき1回5日以内取得可能

#### 《 対策 》

- ・令和3年度～ 各年度の取得状況の把握を行う。
- ・次年度 前年度の取得状況の公表、および実績を踏まえた取得促進を図る。

## 【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

### 1 計画期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

### 2 内容

○目標	所定外労働を5%削減する。
-----	---------------

#### 《 対策 》

- ・令和3年度～ 勤怠管理システムにより勤務時間の把握を行う。
- ・各年9月～ 内部監査において時間外労働時間の把握、指導を行う。
- ・次年度 前年度の状況の公表、および結果を踏まえた改善策の検討、実施を行う。